



市・道民税の申告は 2月8日から3月15日まで 申告は「忘れず正しくお早めに」

市・道民税の申告は、税額を決めるだけではなく、国民健康保険料などを決定するのに必要な手続きです。申告が必要になる条件や必要なものなどを確認して、期間内に申告してください。

問い合わせ 市民税課 (市庁舎2階、☎65・4120)

申告は市民税課 または出張申告会場で

期間中は窓口が大変混み合うので、時間に余裕を持ってお越しください。

受付期間 2月8日(水)～3月15日(水)、8時45分～17時30分(土・日)

表1 市・道民税の出張申告受け付け日程

午前/9時30分～11時30分 午後/13時30分～16時30分

日時	場所	所在地	
2月22日(水)	午前	大正農業者トレーニングセンター	大正本町西1
	午後	川西農業者研修センター	川西町西2
2月28日(火)	午後	大空会館	大空町12
3月1日(水)	午後	森の里コミュニティセンター	西22南4
3月2日(木)	午後	緑西コミュニティセンター	西17南4
3月8日(水)	午後	西帯広コミュニティセンター	西23南2
3月9日(木)	午後	南コミュニティセンター	西10南34

表2

市・道民税の申告に必要なもの
<input type="checkbox"/> 市から申告書が郵送された人は申告書 <small>(昨年度に市・道民税の申告をした人(一部を除く)のみ、あらかじめ氏名などを印字した申告書を2月上旬に郵送します。この申告書を使って本人が申告する場合、表3の「身元確認書類」は不要です。)</small> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 所得の分かる次のもの <small>(平成28年1月1日から12月31日までの全ての収入)</small> ・給与収入のある人…給与の源泉徴収票 ・公的年金収入のある人…公的年金の源泉徴収票 ・事業・不動産などの収入のある人…収入および必要経費などの明細が分かる帳簿や書類
申告で各種控除を受ける場合に必要なもの
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの納付確認書・控除証明書・領収書 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除、地震保険料控除…控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費控除…医療費の領収書と内訳書 <small>(証明や領収書のないものは控除対象になりません。また、病院の領収書は年間合計額を集計してください。)</small> <input type="checkbox"/> 障害者控除…障害者手帳または障害者控除対象者認定書 <small>なお、扶養親族が国外居住の場合は、海外居住が分かるもの(パスポートなど)・送金などが分かるもの(クレジットカードの明細など)が必要です。</small>

申告の必要がない人

- ▼勤務先で年末調整をしていて、他の所得や所得控除に変更がない人
- ▼勤務先へ所得税の確定申告をする人
- ※「所得税の確定申告」をした場合は、税務署から市に申告内容が通知されるので、市・道民税の申告をする必要はありません。

公的年金などを
受給している人の申告

公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の還付を受ける場合を除いて、「所得税の確定申告」は不要です。「所得税の確定申告」をしない場合、市・道民税は、年金支払機関から市へ提出された年金支払報告書をもとに計算しますが、医療費・生命保険料・扶養者など、控除内容に変更が必要な人や、雑所得・不動産所得・一時所得など公的年金以外の所得がある人は、市・道民税の税額や国民健康保険料、後期高齢者医療制度の自己負担額、介護保険料、介護サービス利用者負担額などに影響が出る場合がありますので「市・道民税の申告」が必要です。



申告書の書き方を窓口でご案内

表3 マイナンバーと身元確認に必要なもの

●本人が申告する場合

番号確認書類 <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <small>(マイナンバー記載のもの)</small> のいずれか1点	+	身元確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 帯広市郵送の印字済申告書※ などのいずれか1点
--	---	---

表

裏

マイナンバーカード (郵送の場合は両面の写し)

●代理人が申告する場合

申告する人の番号確認書類 <input type="checkbox"/> 申告する人の通知カード <input type="checkbox"/> 申告する人のマイナンバーカード <small>(郵送の場合は裏面の写し)</small> <input type="checkbox"/> 申告する人の住民票 <small>(マイナンバー記載のもの)</small> のいずれか1点	+	代理人の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の運転免許証 <input type="checkbox"/> 代理人の健康保険証 <input type="checkbox"/> 代理人の年金手帳 <input type="checkbox"/> 代理人のマイナンバーカード <small>(郵送の場合は表面の写し)</small> <input type="checkbox"/> 代理人の税理士証票 などのいずれか1点	+	代理権確認書類 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 <input type="checkbox"/> 委任状(任意様式) <input type="checkbox"/> 帯広市郵送の印字済申告書※ などのいずれか1点
--	---	---	---	--

※：昨年度に市・道民税の申告をした人(一部を除く)を対象に郵送する申告書

マイナンバーの記載にご協力ください

平成29年1月1日から、確定申告書や市・道民税の申告書にマイナンバー(個人番号)欄が設けられ、マイナンバーの確認と身元の確認を行います。確認方法は、申告書の提出者(本人か代理人)や、提出方法(窓口か郵送)によって異なります。(表3)

なお、マイナンバーの記載がない場合や、身元確認書類がない場合でも、市が管理する情報で確認できるため申告書は受け付けます。